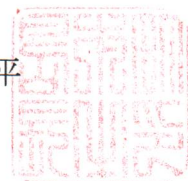


島本町告示第110号

令和元年11月8日付けで請求された地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による条例制定請求を受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定により、条例制定請求代表者の住所氏名及び請求の要旨を次のとおり告示する。

令和元年11月11日

島本町長 山 田 紘 平



1 請求代表者の住所氏名

島本町東大寺二丁目14番7号	厚 東 隆
島本町青葉三丁目12番1-208号	五江 弘 臣
島本町広瀬四丁目24番1-104号	永 山 優 子
島本町若山台二丁目3番34-206号	岡 正 樹
島本町山崎五丁目1番10号	加 國 哲 二
島本町高浜二丁目13番5号	西 川 啓 子
島本町青葉三丁目2番7号102	相 田 克 之
島本町水無瀬二丁目2番1号210	山 田 サキ 子
島本町東大寺三丁目16番5号	山 本 秀 樹
島本町広瀬三丁目7番21号	末 岡 友 行
島本町江川二丁目15番6-1109号	志 賀 健 二
島本町広瀬一丁目13番5号	生 田 勝 義
島本町山崎三丁目2番3-307号	外 村 敏 一
島本町若山台一丁目2番地の48	佐 藤 和 子
島本町青葉三丁目2番4号303	宮 崎 栄
島本町高浜二丁目13番5号	西 川 博
島本町山崎四丁目13番6号	平 野 かおる

掲示番号	282 号
掲 示 日	令和元・11・11

島本町桜井台8番8号

島本町山崎二丁目1番2-109号

島本町若山台一丁目3番1-401号

原 田 孝 三

畑 中 和 子

白 藤 美穂子

2 条例制定請求の要旨

「自然は大地をつくり

人間はまちをつくります。

まちは住む人々の参加によって、より住みよいまちへと発展します。

わたくしたち島本町民は、めぐまれた自然と文化を生かし、互いに助けあい、みんなの幸せをねがって、この憲章をさだめます。」
(島本町民憲章)

島本町の水と緑の豊かな自然は、この町に住む人々を育ててきました。

町を流れる水無瀬川、古来から重要な水運であった淀川など水の恵みに加え、私たちが慣れ親しんでいる北摂山系の山並みは、多くの人が暮らす扇状地部を囲むように連なり、人の生活が自然と深い結びつきをもって成り立っていることを私たちに知らせ、島本町民を守り育てています。

水源の涵養地となる山林や、町内に広がる田畑の緑は、人が維持し管理することで豊かな環境を後世につなげることができるものであり、家々の植栽や街路樹は、すぐ身近にある自然として、小さな町の人と人との顔が見える暮らしの豊かさを支えてくれています。

島本町民憲章にあるように、景観は、生活の中に織り込まれ、町の風土・文化・営みの基礎となり、そこに暮らす存在の礎となって、土地の人を育てるものです。

一方、近年の住宅開発は、人口減少時代を迎えながら、この町にも及び、高層マンション建設ラッシュに至りました。数年の間に次々と建設された高層マンションは、山並みとそこに広がる空、日照といった、誰もが享受してきた景観の恵みを区切り隔てると共に、無計画な人口増加につながり、結果、町全体の教育・生活などを左右する大きな影響を与えつつあります。住環境の悪化は、町に暮らす全ての人の住みやすさの観点から、町全体の課題と認識して取り組むべき重要な項目です。

土地基本法の理念、都市計画法の目的にうたわれている「公共の福祉」は、景観や環境を含んだものです。大阪府の景観計画には、島本町は北摂山系の山並みを意識した景観づくりを行う区域

とされています。既に近隣の都市は、景観計画等を策定し、それに則ったまちづくりを進めていますが、島本町は、景観についての制度がない状況が未だ続いています。

今ここに私たちは、「わたくしたちは、自然を愛し、水と緑の美しいまちをつくります」（島本町民憲章）の理念をもとに、島本町の恵まれた景観を保全し、良好な住環境、地域環境の実現を図り、未来に引き継ぐための規範として、建築物の高さ制限に関する条例の制定を請求します。